

救急救命士名簿の訂正申請に課される登録免許税の 登録件数の取扱いの変更について

厚生労働省から通知があり、医療関係職種における籍（名簿）訂正申請に課される登録免許税の取扱いを訂正します。

1. 概要

救急救命士の免許を有する方は、日本救急医療財団に備える籍（名簿）の登録事項（氏名、本籍地の都道府県名等）に変更が生じた場合は、籍（名簿）の訂正を申請する必要がありますが、これまで、登録事項の数1件の訂正につき千円の登録免許税の納付が必要として取り扱ってきました。

今般、登録免許税の取扱いに関する審査請求に対し、国税不服審判所により「1通の申請書により、1つの資格に係る登録事項の変更の登録を受ける場合の登録免許税の額は、変更の登録を受ける登録事項の数にかかわらず千円となる」旨の裁決がなされたため、登録免許税の取扱いを見直しましたのでお知らせします。

2. 見直しの内容

婚姻等により氏名、本籍地（都道府県名）等に変更があった場合、従来の取扱いでは、例えば、氏名の訂正で千円、本籍地の訂正で千円、合計2千円分の収入印紙を申請書に添付していただいていた。

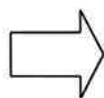
今回の見直し後は、訂正する登録事項の数にかかわらず、1通の訂正申請につき千円の登録免許税を納付していただきます。

【従来の取扱い】

①氏名の訂正
労働花子 → 厚生花子… 1件（千円）

②本籍地の訂正
神奈川県 → 東京都… 1件（千円）

変更箇所数×千円＝ **税額2千円**



【見直し後の取扱い】

①氏名の訂正
労働花子 → 厚生花子

②本籍地の訂正
神奈川県 → 東京都

1通の訂正申請につき **税額千円**

3. 過去の納付者への還付

これまでに1通の申請書で2カ所以上の登録事項の訂正を申請し、2千円以上の登録免許税を納付した方であって、「4. 還付請求期間」の請求期間内に過誤納金の還付請求をされる方は、別紙（過誤納金還付通知請求書）に必要事項を記載の上、一般財団法人日本救急医療財団まで提出されますようお願いいたします。

- ・ [過誤納金還付通知請求書（PDF）](#)
- ・ [過誤納金還付通知請求書の記載上のご注意（PDF）](#)

4. 還付請求期間

過誤納金の還付を請求することができる期間は、籍（名簿）の訂正の登録が完了した日から5年を経過する日までとなります。

5. 詳細はリーフレット「医療関係職種における籍（名簿）訂正申請に課される登録免許税の取扱いを訂正します」をお読みいただき、過誤納金の還付を請求される場合は「過誤納金還付通知請求書」をプリントアウトして当財団に請求してください。

- ・ [リーフレット（PDF）](#)

平成24年6月13日

一般財団法人 日本救急医療財団
理事長 島崎 修次